

記入例 1 組合長の証明の場合

(様式第 2 号)

ミスを修正する場合は
訂正印を押してください。

菓子製造業従事証明書

従事証明を提出する施設が群馬県外の場合は、営業許可証の写しも添付してください。
群馬県内の場合は不要です。

住所 群馬県●●市●●1-2-3

氏名 赤城 花子

昭和 61 年 12 月 16 日生

上記の者は、下記のとおり菓子製造業務に従事したことを証明します。
なお、証明印は、職印又は印鑑登録されている印であることに相違ありません。

従事施設名称	赤城菓子店	代表者	赤城 太郎
従事施設所在地	群馬県●●市●●4-5-6	電話	027-226-2442
菓子製造業許可	●●保健所 第 ●●●号		
菓子製造業務内容	▲▲の■		
従事期間	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	(計 6 年 0 月)	

▲：菓子名または品目
(ケーキ、饅頭、洋菓子、和菓子等)
■：作業内容
(材料調整、生地焼成、製造等)
例) ケーキの生地焼成、和菓子の製造等

令和 8 年 6 月 12 日

忘れずに、正確に!!

証明者 住所 群馬県●●市●●7-89

●●菓子工業組合

理事長

所属・役職名

社判や認め印は不可です。
注意事項をよく読み、
正しい印を押してください。

氏名 榛名 次郎

(注意)

- 原則として、証明者は所属組合長等とし、証明者印は職印を使用すること。
- 組合等に参加していない施設等で、組合長等の証明が得られない場合は、菓子製造業の営業許可を受けている当該施設長による証明とする。但し、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族(父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫)の場合は、当該施設と同業の施設長が証明すること。証明者印は、職印又は個人が証明する場合は印鑑登録してある印を用いること。

記載事項が事実と相違することが判明した場合や、虚偽の証明書を不正に用いた場合は、
受験資格又は合格を取り消す場合があります!! 正確に漏れなく記入してください!!

記入例 2 施設長の証明の場合

(様式第 2 号)

ミスを修正する場合は
訂正印を押してください。

菓子製造業従事証明書

従事証明を提出する施設が群馬県外の場合は、営業許可証の写しも添付してください。
群馬県内の場合は不要です。

住所 群馬県●●市●●1-2-3

氏名 赤城 花子

昭和 61 年 12 月 16 日生

上記の者は、下記のとおり菓子製造業務に従事したことを証明します。
なお、証明印は、職印又は印鑑登録されている印であることに相違ありません。

従事施設名称	赤城菓子店	代表者	浅間 四郎
従事施設所在地	群馬県●●市●●4-5-6	電話	027-226-2442
菓子製造業許可	●●保健所 第 ●●●号		
菓子製造業務内容	▲▲の■		
従事期間	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	(計 6 年 0 月)	

▲：菓子名または品目
(ケーキ、饅頭、洋菓子、和菓子等)
■：作業内容
(材料調整、生地焼成、製造等)
例) ケーキの生地焼成、和菓子の製造等

令和 8 年 6 月 12 日
社判や認め印は不可です。
注意事項をよく読み、
正しい印を押してください。
支店長の職印が法人登記されている場合は、支店長の証明も可能です。

忘れずに、正確に!!

証明者住所 株式会社浅間製菓
所属・役職名 代表取締役

従事者と証明者が同一、配偶者又は二親等以内の血族の場合は受理できません。

氏名 浅間 三郎



- (注意)
- 原則として、証明者は所属組合長等とし、証明者印は職印を使用すること。
 - 組合等に加盟していない施設等で、組合長等の証明が得られない場合は、菓子製造業の営業許可を受けている当該施設長による証明とする。但し、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族(父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫)の場合は、当該施設と同業の施設長が証明すること。証明者印は、職印又は個人が証明する場合は印鑑登録してある印を用いること。

記載事項が事実と相違することが判明した場合や、虚偽の証明書を不正に用いた場合は、受験資格又は合格を取り消す場合があります!! 正確に漏れなく記入してください!!